湯河原町印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年　6　月　10　日

湯河原町長　内藤喜文

湯河原町条例第　13　号

湯河原町印鑑条例の一部を改正する条例

湯河原町印鑑条例(昭和56年湯河原町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第16条第２項中「個人番号カード（」を「個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の２第１項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第71号）第16条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書（これらのうち」に、「第12条の２第４項第２号ロ」を「第12条の２第４項第３号ロ」に改める。

附　則

この条例は、令和８年６月14日から施行する。ただし、第16条第２項の改正規定（「第12条の２第４項第２号ロ」を「第12条の２第４項第３号ロ」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。